

令和6年度放課後子ども対策課（児童館指導員）会計年度任用職員募集要項（通年版）

1 職名

児童館指導員

※児童館とは、0～18歳未満の児童が健全な遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を積極的に図るための施設です。子どもたちの遊びや自主的な活動の支援、子育て支援事業等を行います

2 募集期間

採用月日	募集期間	面接選考日
令和6年6月1日付	令和6年4月3日（水）～ 令和6年4月19日（金）	令和6年4月26日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和6年7月1日付	令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月17日（金）	令和6年5月24日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和6年8月1日付	令和6年6月5日（水）～ 令和6年6月21日（金）	令和6年6月28日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和6年9月1日付	令和6年7月3日（水）～ 令和6年7月19日（金）	令和6年7月26日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和6年10月1日付	令和6年8月7日（水）～ 令和6年8月16日（金）	令和6年8月23日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和6年11月1日付	令和6年9月4日（水）～ 令和6年9月20日（金）	令和6年9月27日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和6年12月1日付	令和6年10月2日（水）～ 令和6年10月18日（金）	令和6年10月25日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。
令和7年1月1日付	令和6年11月6日（水）～ 令和6年11月15日（金）	令和6年11月22日（金） 時間は、第一次選考後お知らせします。

3 募集方法

ホームページ及び区報へ募集記事を掲載します。

4 募集人数

10人程度

※同時に募集している「学童保育クラブ指導員」とどちらかの職への採用となります。

状況により、募集を停止する場合があります。最新の募集状況については、お問い合わせください。

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査・作文

○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）

6 応募資格

国籍・年齢・性別は問いませんが、日本語による業務ができ、子どもの人権に配慮し、子どもの動きに対応できる体力のあるかたで、採用日現在、下記ア～シのいずれかの資格を持つかた。

ア 保育士の資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

- ウ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)もしくは、中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- エ 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
- オ 学校教育法に規定する大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- カ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- キ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ク 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ケ 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
※2 年以上とは、勤務時間の総計が概ね 2000 時間以上
- コ 学歴を問わず 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって区長が適当と認めたもの
※5 年以上とは、勤務時間の総計が概ね 5000 時間以上
- サ 放課後児童支援員認定資格を有するもの
- シ 児童指導員任用資格を有するもの

なお、下記(1)～(4)のいずれかに該当するかたは受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に定める労働時間(1 日 8 時間又は週 40 時間)を上回ることとなる者
- また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

- ・ 来館児童の一般的な指導
- ・ 障害児の指導介助
- ・ 保護者の対応
- ・ 行事等の企画、実施
- ・ 各施設における日常業務(パソコンによる事務作業を含む)

なお、災害発生時や感染症対策等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間の応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種
福祉系

9 雇用期間

各採用日から令和7年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

勤務日

日曜日から土曜日のうち週5日（第1・第3・第5日曜日及び土曜日は原則勤務）

休日

勤務シフトによるローテーション勤務。休日は、連休にならない場合があります。毎月第2，4日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日は休日です。

11 勤務時間

午前8時15分から午後6時までの間の6時間（実働）。

勤務日によって、以下の勤務時間により、勤務シフトを割り振ります。

- ・午前8時15分から午後3時15分まで
- ・午前9時00分から午後4時00分まで
- ・午前9時30分から午後4時30分まで
- ・午前10時00分から午後5時00分まで
- ・午前10時15分から午後5時15分まで
- ・午前11時00分から午後6時00分まで

（いずれも午後0時から1時又は午後1時から2時までの休憩1時間を含む）

12 勤務場所

目黒区直営の児童館

※希望の児童館への勤務とはならない場合があります。

※敷地内禁煙（屋外喫煙所なし）

13 報酬額等

月額約217,579円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末手当等を支給します（期末手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の

場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は以下のとおりです。勤務日単位または時間単位で取得できます。

採用月日	年次有給休暇付与日数
令和6年6月1日付	13日
令和6年7月1日付	11日
令和6年8月1日付	10日
令和6年9月1日付	10日
令和6年10月1日付	8日
令和6年11月1日付	6日
令和6年12月1日付	5日
令和7年1月1日付	4日

この他に、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

(1) 加入する健康保険

東京都職員共済組合

(2) 任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

18 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。(令和6年5月1日付の採用者のみ。)

19 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

20 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

21 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書(6月以内の撮影写真添付)様式は問いませんが用紙はA4サイズ
なお、欄外に希望する職名を朱書きで記入してください。

イ 作文

- ・テーマ 「子どもの人権に配慮した児童館の運営」について、あなたの考えを述べてください。
- ・文字数 800字程度（表題は字数に含みません。原稿用紙の場合は、表題は欄外に記入してください）
- ・用紙は A4 サイズで市販の原稿用紙、パソコン等で作成し印刷したもの どちらでも可

ウ 応募資格の証明書の写し（卒業証明書、教諭証明書や勤務証明書など）

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

採用月日	提出期限（募集期間）
令和6年6月1日付	令和6年4月3日（水）～令和6年4月19日（金）
令和6年7月1日付	令和6年5月1日（水）～令和6年5月17日（金）
令和6年8月1日付	令和6年6月5日（水）～令和6年6月21日（金）
令和6年9月1日付	令和6年7月3日（水）～令和6年7月19日（金）
令和6年10月1日付	令和6年8月7日（水）～令和6年8月16日（金）
令和6年11月1日付	令和6年9月4日（水）～令和6年9月20日（金）
令和6年12月1日付	令和6年10月2日（水）～令和6年10月18日（金）
令和7年1月1日付	令和6年11月6日（水）～令和6年11月15日（金）

(3) 提出方法

封筒に「児童館等職員採用選考申込」と明記し、上記 21-(1)の提出書類を、放課後子ども対策課児童館係へ郵送又は持参してください。

22 郵送先・問い合わせ先

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎本館2階放課後子ども対策課児童館係

電話番号 03-5722-6831（直通）

受付時間 月曜日から金曜日。午前8時30分から午後5時00分まで。

23 採用までの流れ

(1) 第一次選考：書類審査（履歴書、作文、応募資格の証明書の写し）

期限までに応募していただいたかたから順に審査します。

書類提出期限までに、漏れの無いように提出してください。

(2) 第二次選考通知：個別面接 第一次選考後に第一次選考合格者あてに通知します。

※会場は、目黒区総合庁舎です。

※面接日、時間について、調整が必要な場合は、事前にご相談ください

(3) 第二次選考：個別面接（時間は、別途通知します。）

※児童館に勤務するにあたって必要となる基礎的な知識、ご本人の人柄等について個別面接を行います。

(4) 面接後概ね2週間程度で内定通知もしくは名簿登載通知の送付。

(5) 各採用月日の前月中旬頃 採用事前説明及び任用関係書類提出。事前健康診断受診。

(6) 各採用月日より 勤務開始予定

以 上